

## 「定型の容器を用いた運送に関する利用規約」の新旧対照表（2021年1月27日改定分）

（変更箇所は下線で示しております。）

|                | 旧  | 新  |
|----------------|--|--|
| 前文             | 本規約条項が適用されるサービスは、当社が提供する定型の容器（以下「ボックス」といいます）を用いて定額で行う運送であり、「標準引越運送約款」ではなく、「標準貨物自動車運送約款（以下「標準貨物約款」といいます）」を適用します。本規約条項は、標準貨物約款に定めのない事項や不明確な事項について、その内容を明らかにするために定められたものです。 | 本規約が適用されるサービス（以下「本サービス」といいます）は、当社が提供する定型の容器（以下「ボックス」といいます）を用いて定額で行う運送であり、「標準引越運送約款」ではなく、「標準貨物自動車運送約款（以下「標準貨物約款」といいます）」を適用します。本規約は、標準貨物約款に定めのない事項や不明確な事項について、その内容を明らかにするために定められたものです。 <u>当店は、利用者が本サービスを利用したことをもって、本規約に同意したものとみなします。</u> |
| 第4条（利用の際の注意事項） | —  | <u>3 受取後の引渡場所の変更について</u><br>当店は、荷物の受取後に、お客様の都合により引渡場所を変更された場合、変更前の引渡場所から変更後の引渡場所までの運賃を請求することがあります。   |
| 第4条（利用の際の注意事項） | —  | <u>4 虚偽情報による申し込みについて</u><br>当店は、同一内容での重複申し込み等、明らかに虚偽の情報による申し込みであると判断した場合、当店の裁量により契約を解除することがあります。また、虚偽の情報による申し込みによって、当社が損害を被った場合、損害の回復に要した費用を請求することがあります。   |
| 第5条（加算料金の適用）   | （2）当社規定のシーズン加算対象期間（毎年3月1日から4月10日まで）内の場合、ボックス1本につきシーズン加算5千円（税抜）   | （2）当社規定のシーズン加算対象期間（毎年3月20日から4月10日まで）内の場合、ボックス1本につきシーズン加算5千円（税抜）  |